



知っておきたい！障害厚生年金

障害厚生年金は、病気やケガなどにより一定の障害状態になったときに請求できる年金です。被用者年金の一元化に伴い、平成27年10月以降は在職中でも支給されるようになりました。
(ただし、経過的職域加算部分は、在職中は全額支給停止されます。)

支給要件

- ① 初診日^(※1)において組合員であること
- ② 障害認定日^(※2)に障害等級^(※3)の1級から3級に該当する障害状態にあること
- ③ 保険料の納付要件^(※4)を満たしていること



- ※1 その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
- ※2 原則として、初診日から1年6月を経過した日をいいます。
(1年6月経過前に特例症例に該当した場合は、各定められた日が障害認定日となります。)
- ※3 年金制度で定める等級で、障害者手帳の等級とは異なります。
- ※4 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度の被保険者期間の3分の2以上あることが必要です。

特例症例

障害認定日は初診日から1年6月を経過した日となります。1年6月経過

前に下記の特例症例に該当した場合には、それぞれ定められた日が障害認定日になります。

症例	特例と認められる日
上肢・下肢を切断、離断	切断、離断した日
人工骨頭・人工関節の挿入、置換	挿入、置換した日
脳血管疾患による機能障害※ (医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めない場合に限る)	初診日から起算して6ヶ月経過日
心臓ペースメーカー、人工弁の装着	装着した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日
人工透析療法の開始	透析開始日から3ヶ月経過日
人工肛門造設、尿路変更術の施行	造設、施行から6ヶ月経過日
新膀胱の造設	造設した日
咽頭の摘出	咽頭全摘出手術を施した日
在宅酸素療法の開始	在宅酸素療法を開始した日
遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3ヶ月経過日以降

※脳血管疾患による障害については機能回復がほとんど望めないときに認定されるため、請求すれば必ず認められるものではありません。

事後重症制度

障害認定日時点では障害等級の1級から3級に該当しなくても、
その後65歳に達する日の前日までに下記要件を満たすことになったときは、当該期間内に請求することにより、障害厚生年金が支給されます。

- ① 初診日^(※1)において組合員であること
- ② **65歳に達する日の前日までに障害等級^(※2)の1級から3級に該当する障害状態になつたこと。**
- ③ **65歳に達する日の前日までに請求があること。**
- ④ 保険料の納付要件^(※3)を満たしていること

※1 その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

※2 年金制度で定める等級で、障害者手帳の等級とは異なります。

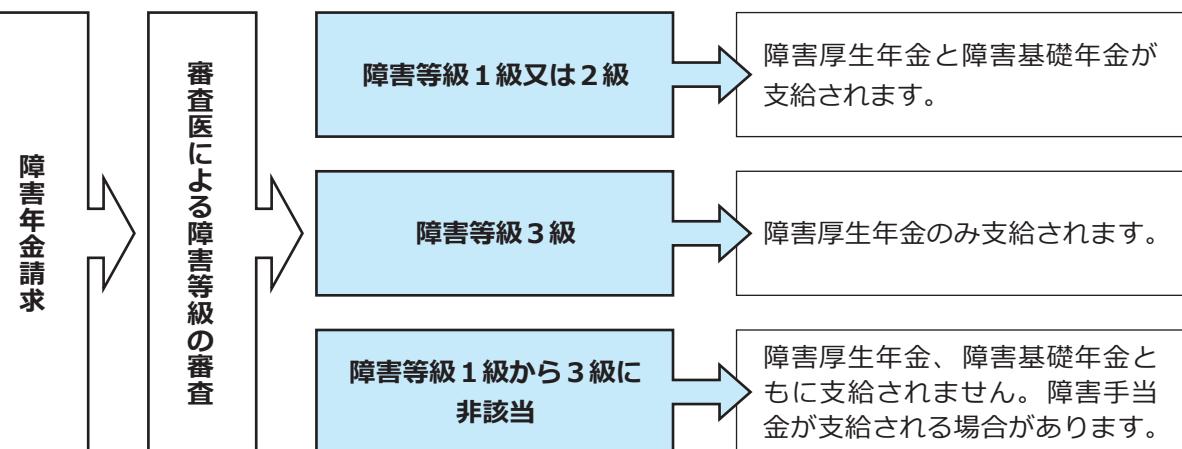
※3 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度の被保険者期間の3分の2以上あることが必要です。



請求手続

障害年金を受けるためには請求手続きが必要です。

また、障害手帳をお持ちの方も審査医による障害等級の審査を受けていただく必要がありますので、請求を希望される方は、**初診日と傷病名**をご確認のうえ当支部までご連絡ください。担当者が状況を確認し、必要書類を送付します。



お問い合わせ 年金・給付班 大田 ☎059-224-2994

特集

令和元年度上半期(4~9月)の事業実績

共済組合

● 9月末日現在の組合員数 一般組合員 15,032人 船員組合員 19人 任意継続組合員 298人

■ 短期給付状況

区分	4月~9月の実績		対前年度同期比	
	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
保健給付	療養の給付	73,460	726,851,020	99.9 97.3
	入院時食事療養の給付	564	2,403,556	95.6 88.7
	訪問看護療養の給付	21	1,027,091	- 199823.2
	家族療養給付	50,638	536,943,955	99.5 94.6
	家族入院時食事療養の給付	450	2,743,797	96.8 76.4
	家族訪問看護療養の給付	130	5,652,658	122.6 103.9
	高額療養給付	691	121,112,579	94.5 102.9
	療養費	3,123	11,938,382	102.7 101.2
	入院時食事療養費	0	0	- -
	家族療養費	1,267	5,857,307	92.2 85.0
	家族入院時食事療養費	0	0	0.0 0.0
	高額療養費	407	19,774,761	96.9 88.0
	高額介護合算療養費	0	0	- -
	薬剤支給	55,640	336,798,874	102.0 106.7
法定給付	移送費	0	0	- -
	出産費	167	70,121,707	97.7 97.6
	家族出産費	56	23,456,359	84.8 88.6
	埋葬料	8	400,000	133.3 133.3
	家族埋葬料	4	200,000	80.0 80.0
	小計	186,626	1,865,282,046	100.4 98.2
	療養の給付	19	187,523	135.7 128.7
	入院時食事療養の給付	0	0	- -
	家族療養給付	4	177,338	- -
	家族入院時食事療養の給付	2	1,820	- -
休業給付	高額療養の給付	0	0	- -
	小計	25	366,681	178.6 251.7
	傷病手当金	182	39,484,550	97.8 90.8
	出産手当金	0	0	0.0 0.0
	休業手当金	0	0	- 0.0
	育児休業手当金(休業中)	1,893	309,728,065	129.3 117.9
法定給付	介護休業手当金	38	7,058,886	172.7 205.0
	小計	2,113	356,271,501	126.3 115.1
	弔慰金	0	0	- -
	家族弔慰金	0	0	- -
	災害見舞金	0	0	0.0 0.0
合計		188,764	2,221,920,228	100.6 100.6

法定給付	弔慰金	0	0	-	-
	家族弔慰金	0	0	-	-
災害見舞金	0	0	0.0	0.0	0.0
小計	0	0	0.0	0.0	0.0
合計	188,764	2,221,920,228	100.6	100.6	

法定給付	家族療養費附加金	469	13,154,137	83.8	82.3
	家族訪問看護療養費附加金	5	65,200	100.0	83.5
出産費附加金	147	7,350,000	87.5	87.5	
家族出産費附加金	42	2,100,000	73.7	73.7	
埋葬料附加金	8	200,000	133.3	133.3	
家族埋葬料附加金	4	100,000	80.0	80.0	
傷病手当金附加金	16	2,872,079	66.7	48.3	
合計	691	25,841,416	83.8	77.0	
一部負担金払戻金	991	26,475,600	104.8	97.5	
総計	190,446	2,274,237,244	100.5	100.2	

■ 貸付状況

種別	4月~9月の実績		対前年度同期比	
	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
一般貸付け	24	33,851,856	72.7	71.9
住宅災害貸付け	0	0	-	-
住宅貸付け	4	24,000,000	50.0	59.1
教育貸付け	7	14,557,806	87.5	107.0
災害貸付け	0	0	-	-
医療貸付け	0	0	-	-
結婚貸付け	1	2,000,000	100.0	100.0
葬祭貸付け	2	2,100,000	-	-
特別貸付け	0	0	-	-
合計	38	76,509,662	76.0	74.0

■ 短期給付状況

種別	4月~9月の実績		対前年度同期比	
	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
予防接種補助	28	58,000	43.8	90.6
プラザ洞津利用補助	1,996	1,996,000	89.0	89.0
合計	2,024	2,054,000	87.7	89.0

お問い合わせ 福祉班 渡邊 ☎059-224-2989

『公費負担医療受給者の報告書』

提出のお願い



地方自治体が実施する福祉医療費助成制度は、医療機関や調剤薬局の窓口でお支払いいただいた自己負担金に対して一定額を助成するものです。この適用を受けている方々が共済組合や互助会から医療給付を受けると、窓口でお支払いいただいた自己負担金以上の給付を受ける場合があります。

このような過剰給付を避けるために調整を行う必要から、組合員（会員）や被扶養者の方が、次の1から4のいずれかに該当したときは、「公費

負担医療受給者の報告書」（以下「報告書」）の提出をお願いします。ただし、福祉医療費助成制度のうち、乳幼児（こども）医療費助成制度の適用を受けている場合で、助成の対象者が三重県内に居住し、三重県内の市町から助成を受けているときは、提出の必要はありません。

報告書様式は、公立学校共済組合三重支部ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）からダウンロードすることができます。

報告書の提出が必要なケース

1. 新たに福祉医療費助成制度の受給者となったとき（更新を含む）
2. 福祉医療費助成制度の受給期間が変更となったとき
3. 福祉医療費助成制度の受給内容が変更となったとき
4. 福祉医療費助成制度の受受給者でなくなったとき

提出書類

- 公費負担医療受給者の報告書
- 福祉医療費受給者

提出先

- 公立学校共済組合の組合員 ⇒ [公立学校共済組合三重支部](#)
- 公立学校共済組合の組合員でない（一財）三重県公立学校職員互助会又は（一財）三重県職員互助会の会員
⇒ [加入するそれぞれの互助会](#)

「福祉医療費助成制度」とは？？

地方公共団体が、一定の条件を満たした方に対して、医療費の自己負担額の全額又は一部を助成する制度です。

福祉医療助成制度には、乳幼児（こども）医療費助成制度、一人親家庭医療費助成制度、障がい者医療費助成制度、妊産婦医療費助成制度などがあります。

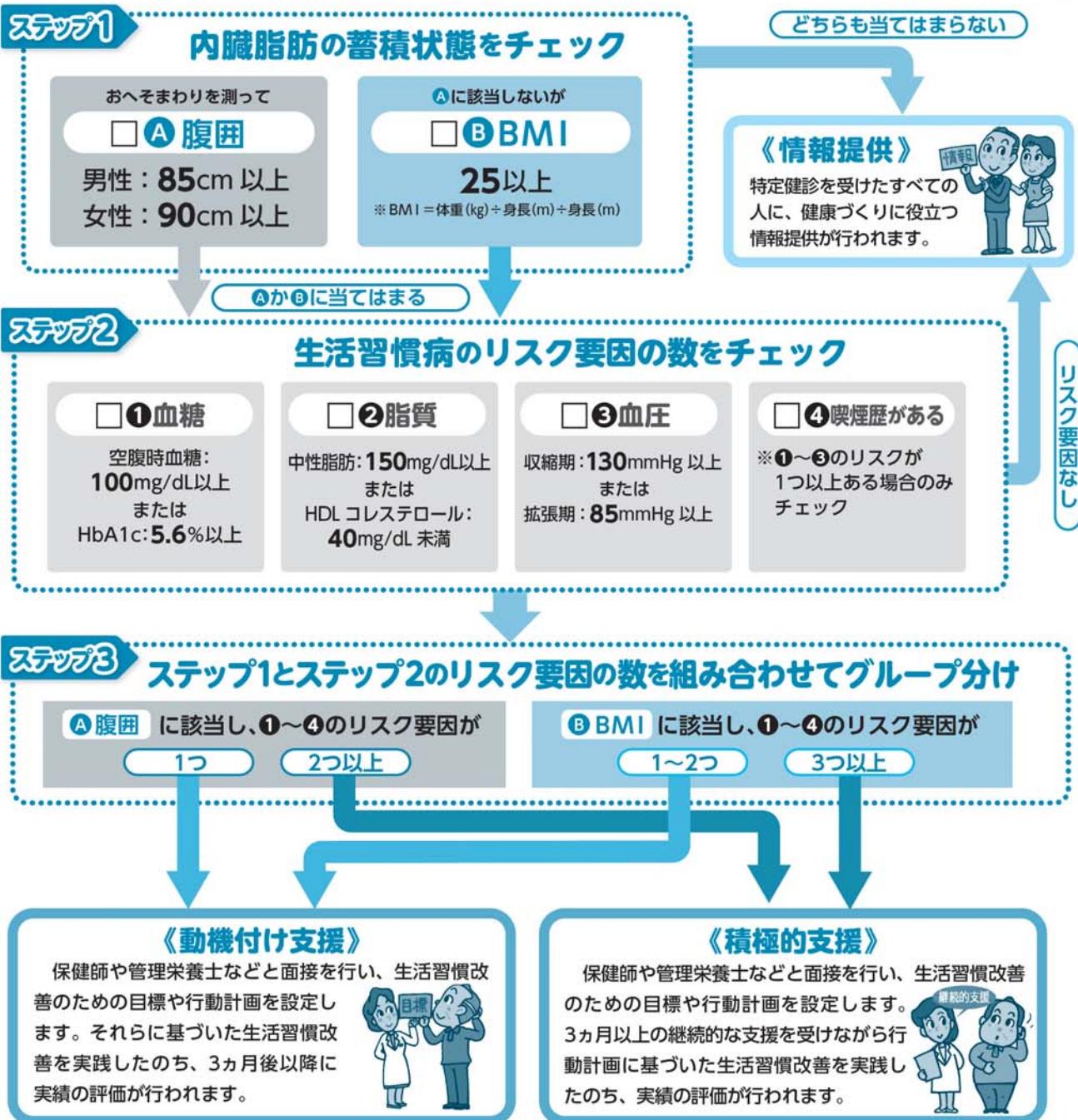
手続きや給付内容等の詳細については、居住地の市区町村へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ 年金・給付班 森岡 ☎059-224-2994
互助会 井坂 ☎059-226-5234

今から始めれば まだ間に合います! 特定保健指導を受けて

対象者はこのように選ばれます

特定保健指導では、健診結果により生活習慣病のリスクがあると判断された人に、食事や運動などについて具体的なアドバイスを行い、生活習慣改善をサポートします。対象者は生活習慣病のリスクのレベルに応じてグループ分けされ、リスクが低い人には「情報提供」、中程度の人には「動機付け支援」、高い人には「積極的支援」が行われます。(下図参照)



病気の芽を摘み取りましょう!



生活習慣改善といっても、何から始めればいいの?

リスクに応じた指導で健康づくりを個別サポート!

保健師や管理栄養士があなたに
必要な改善点を指摘します

専門家との面接により問題点が明確になり、あなたにとって必要な改善目標や具体的な行動計画を立てることができます。

肥満気味のAさん

【こんな指導を受けました】

運動不足なのはわかっていましたが、自分ではなかなか続けられませんでした。特定保健指導では普段の生活で気軽に取り組める「ながら運動」の実践や継続を支援してもらいました。



中性脂肪が高めのCさん

【こんな指導を受けました】

中性脂肪を減らすための食材選びや運動方法を教えてもらいました。また、喫煙が及ぼす脂質異常症のリスクについて説明を受け、禁煙するきっかけになりました。



血糖値が高めのBさん

【こんな指導を受けました】

これ以上血糖値を上昇させないために、糖質の吸収を抑える働きのある食材や食べ方、血糖値を下げるために効果的な運動方法などを指導してもらいました。



血圧が高めのDさん

【こんな指導を受けました】

塩分過多の食生活改善のため、塩分量を抑える調理法や食べ方などについてアドバイスを受けました。普段の食事にちょっと工夫するだけなので、継続的に実践できます。



体に痛みや違和感もないし、元気なので保健指導なんて不要だよ



病気になる前に生活習慣改善を的確サポート!

自覚症状が
現れてからでは
遅すぎます!

生活習慣病は初期段階において、自覚症状がないまま進行してきます。放置すれば動脈硬化が進行し、心筋梗塞や脳梗塞などを引き起こす危険性が高まります。病気の芽は小さいうちに摘み取り、生活習慣病を進行させないことが重要です。



さらに

生活習慣病が
進行するほど
治療にかかる時間や
お金は増大!

忙しいからと時間を惜しみ、保健指導を受けないまま、万一生活習慣病を発症すれば、治療のために多くの時間を費やすことになります。特定保健指導で生活習慣病を予防できれば、通院の必要がなくなり、医療費の節約にもつながります。



個別訪問型特定保健指導のご案内

共済組合では、特定保健指導で数々の実績があるSOMP Oヘルスサポート(株)(以下「SOMP O」)に特定保健指導とその利用勧奨業務を委託しています。

SOMP Oでは、お電話で調整をしたうえで、ご都合のよい時間に、ご自宅や職場など、ご都合のよい場所に保健師や管理栄養士が出向き、保健指導を行います^(注2)。

令和元年度の自己負担額は「無料」!ですので、対象となった方はぜひ利用してください。

SOMP Oによる個別訪問型特定保健指導に代えて契約健診機関で受診することもできます。

契約健診機関は、共済組合ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/mie/>)でご確認ください。

個別訪問型特定保健指導の利用手続き

組合員本人

SOMP Oから対象者の方に、所属所経由で利用に関するご案内を送付します。

SOMP Oの担当者から所属所にお電話させていただき、利用の意思確認をさせていただいだうえで、ご訪問の日程や場所の調整を行います。

被扶養者



共済組合から対象者の方のご自宅に、利用に関するご案内と利用申込書を送付します。

必要事項を記入していただき、利用申込書を共済組合へ提出してください。

SOMP Oの担当者からお電話させていただき、ご訪問の日程や場所の調整を行います。



保健指導開始

※1. なるべくご都合に合わせて訪問しますが、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

※2. 初回面談の実施場所については、各自で確保していただきますようお願いします。

■ 特定保健指導Q & A ■

Q 1 必ず受診しなければいけませんか？

A 1. 医療保険者である共済組合に実施が義務付けられていますが、組合員や被扶養者においては強制的なものではなく、罰則もありません。

共済組合では、ご自身の健康をしっかりと把握し、これからも元気にお過ごしいただくためにも受けていただくことをお勧めしています。

各医療保険者に対しては、国から数値目標（実施率）が定められており、目標が達成できない場合、医療保険者が長寿医療制度へ拠出する支援金に加算措置がなされることがあります。支援金に加算措置がなされると、掛金率の引上げにつながることもあるため、ぜひ受けてください。



Q 2 自己負担はいくらですか？

A 2. 令和元年度は、無料です。共済組合が全額負担します。

Q 3 どちらの健診機関で受診できますか？

A 3. 共済組合では、特定保健指導で数々の実績があるSOMP Oヘルスサポート(株)に特定保健指導とその利用勧奨業務を委託しています。お電話で打合せ後、保健師や管理栄養士が、ご自宅や職場などに出向きますので、ご都合のよいときにご都合のよい場所で受けていただくことができます。

SOMP Oヘルスサポート(株)での利用に代えて契約健診機関で受けることもできます。

契約健診機関は、共済組合ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/mie/>)でご確認ください。

Q 4 いつまでに受けなければよいのですか？

A 4. 令和元年度については、原則として令和2年5月31日までに初回の面接指導を受けていただく必要があります。

Q 5 勤務の取扱いはどうなりますか？

A 5. 組合員本人が、医師、保健師等から面接指導を受けるために必要な時間及び所属所から実施機関まで往復する時間について、三重県職員のうち、公立学校職員は「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の規定に基づき特別休暇が、三重県教育委員会事務局職員については「職務に専念する義務の特例に関する規則」の規定に基づき職務専念義務の免除がそれぞれ認められます。

市町職員については当該市町の定めるところによります。

特別認定を受けている 被扶養者の資格確認を終えて

公立学校共済組合では、特別認定を受けている被扶養者が、引き続きその要件を備えているかを確認するため、7月から8月にかけて資格確認を行いました。

今年度の資格確認においても、遡って認定取消となる事例が見受けられました。

被扶養者としての要件を満たさなくなったときは、所属所を通じて速やかに被扶養者の取消手続きを行ってください。

また、資格確認に必要な添付書類を取り揃えることができない方が多数見受けられました。毎年お願いしているのですが、「給与明細書」や「最新の年金振込通知書」などの保管について組合員の方から被扶養者の方へ徹底していただくようお願いします。

引き続き被扶養者として認定された方には、リーフレット「被扶養者の認定を受けられた方へ」を配付しました。組合員の方はもちろん、被扶養者の方にも必ず目を通してくださいようお願いします。



タンキちゃん

認定取消となった主な事例

★ 月々の給料額^(※1)が変動する場合または就労契約の内容等から収入見込が立たない場合において、月々の給料額^(※1)が、恒常に（3ヶ月連続して）108,334円を超過していた。（年間収入が130万円未満であっても認定取消となります。）

- 扶養手当の認定審査では「3ヶ月の平均額」をもって判断をする場合がありますが、共済組合の被扶養者認定では「3ヶ月連続して超過しているか否か」がポイントとなります。
- 「11月から翌年1月まで」というように年を跨いで3ヶ月連続で108,334円を超過している場合も認定取消となります。

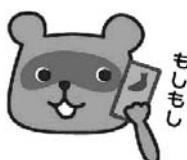


★ 公的年金の支給開始年齢に到達し、公的年金の支給がされたことにより収入限度額^(※2)を超過していた。

- 被扶養者が65歳になり、老齢基礎年金が発生したことにより収入超過となったにも関わらず取消手続きを行っていない事例が見受けられました。
- 老齢厚生年金や老齢基礎年金の発生により収入超過となった場合の認定取消日は、受給権発生月（誕生日がある月）の翌月1日となります。年金見込み額が分かるもの（ねんきん定期便等）をよく読み、保管しておくようお願いします。
- 障害年金や遺族年金の発生により収入超過となった場合の認定取消日は、年金の決定通知を受け取った日となります。通知の受取日を記録しておいてください。

☆ 個人年金や財形年金の受け取りが発生したことにより収入限度額^(※2)を超過していた。

- ・税法上の取扱いとは異なり、支給額全てを受給者の収入として取り扱います。
- ・個人年金は公的年金ではないため、公的年金の受給権が発生していない方が個人年金を受け取っている場合の収入限度額は年額130万円^(※2)です。
- ・年1回だけの振込みであっても、毎年振込みがあるものは恒常的な収入とみなします。



☆ 子が被扶養者である場合において、組合員と組合員の配偶者の収入を比較したところ、組合員の配偶者のほうが高収入であった。

- ・扶養義務者が複数いる場合、原則として最も高収入の方を主たる扶養者とみなしますので、最も高収入の方の扶養に入れてください。
- ・組合員が再任用職員となつたが組合員の配偶者が現役で働いている場合等、配偶者の収入の方が多くなるならば、組合員が再任用となるタイミングで共済の扶養を取り消して配偶者の扶養に入れてください。
- ・給与の扶養手当の手続きは行ったが、共済の扶養手続きを失念されるケースが多く発生しています。

☆ 確定申告の結果、収入限度額^(※2)を超過していた。

- ・事業所得（営業、不動産、農林水産業、株式譲渡・配当等）がある場合、確定申告の結果で認定要件を満たしているか否かを判断します。
- ・確定申告で算出された税法上の所得ではなく、収入から共済組合が経費として認めている項目のみを差し引いた金額をもって判断することになります。
- ・収入限度額^(※2)を超過した場合は、確定申告を行った日をもって認定取消となります。

※1. 交通費等の非課税所得を含む総支給額

※2. 通常の収入要件の限度額は年額130万円ですが、「60歳以上の公的年金等受給者」又は「障がいを事由とする公的年金等受給者」は年額180万円となります。（例：年金と給与収入がある場合の限度額は、年金と給与の合計月額が15万円）

詳しくは、配付したリーフレット「被扶養者の認定を受けられた方へ」や「福利のしあり」を見てね。



取消の手続きが遅れると、被扶養者としての要件を欠くこととなった日まで溯つて認定を取り消し、この期間に、当共済組合から医療機関にお支払いした医療費や組合員の方にお支払いした各種給付金については、全額返納していただくことになりますのでご注意ください！

被扶養者が「年金生活者支援給付金」を受給する場合はご注意ください

令和元年10月分から「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」又は「遺族基礎年金」を受給者で、一定の所得要件を満たす方は“年金生活者支援給付金”を受給することができます。

受給要件を満たす方には既に日本年金機構から請求書類が送付されています。この給付金は月額およそ5,000円（各個人の状況により異なります。）となり、被扶養者の収入に含められます。

この給付金を受給することにより被扶養者の要件を外れる場合は、被扶養者の取消手続きを行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

前ページでもお知らせしましたが、組合員の皆さまが被扶養者の収入を把握していただくようお願いします。



別居している被扶養者の場合には組合員からの送金額にも注意が必要だね！

年金生活者支援給付金に関することは年金事務所へお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。

年金事務所のねんきんダイヤル 0570-05-1165

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/enkinkuufukin/>

お問い合わせ 年金・給付班 世古口 上野 ☎059-226-2994

みんなで和室に泊まって、プラス1の選べるサービスで、とってもお得なプラン

3人以上の京都旅行のお客様向けお得なご宿泊プランです。うれしい特典でさらにお得。ご夕食は洋食・和食をお選びください。

組合員様価格

1泊2食 お1人様
平日・日曜：**11,600** 円

休前日：**13,300** 円

※室料、夕食・朝食、プラス1のサービス、税金・サービス料を含みます。
※日付ごとの料金は、カレンダーでお確かめください。
※別途、お1人様1泊につき、宿泊税200円が課されます。

セパレートタイプのバスルーム

お問い合わせ・ご予約は、
ホームページ <http://www.rubino.gr.jp/>
または、075 432 6161(宿泊予約)へ。

◆ご夕食は、洋食または和食のコース料理です。（ご予約時にお選びいただきます。）

◆プラス1のサービス

（プランの料金に含まれております。下記の中からいずれかをお1人ずつお好みでお選びください。）



①ご夕食メニューのグレードアップ
(詳しくは、ホームページをご覧ください。)



②お部屋へフルーツの差し入れ
(詳しくは、ホームページをご覧ください。)



③お荷物デリバリーサービス
(京都駅・ホテル間の片道分)



④レンタサイクル一日無料

京都御所蛤御門徒歩8分
ホテルルビノ京都堀川
〒602-8056 京都府京都市上京区東堀川通下長者町3-7
Phone:075(432)6161 Facsimile:075(432)6160